

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ◎ 自宅の建替えや墓地の購入は相続対策になるのか

Q: 私はこの度会社を退職し、退職金をもらいました。そこで、自宅を建て替えようかと考えています。また、将来のことを考えて自分の墓地も購入しようと思っています。

これは相続対策になりますか。

A: 相続対策になります。

#### 【解説】

##### (1) 自宅の建替えについて

相続税では、相続開始前3年以内に被相続人が取得又は建築した土地等や建物等がある場合には、その土地等又は建物等の取得価額により相続税の課税価格の計算がされます。

しかし、相続開始の時まで被相続人の居住の用に供されていた土地等や建物等は除かれています。

よって、ご質問の場合、自宅を建替えても、取得価額ではなく、家屋の固定資産税評価額が相続税の評価となります。

##### (2) 墓地について

相続税では、墓所、霊びょう及び祭具等は非課税扱いになっています。

##### (3) なぜ相続対策となるのか

退職金を預金等しておく、原則としてその額に対して課税されますが、建物の新築した場合の固定資産税評価額は新築資金よりも一般的にみて低額なので、その差額分だけ相続税の評価額が下がることになります。

また、墓地を購入すれば、非課税財産となり、やはりその分相続対策としての効果があるといえるでしょう。

